

## 第9章 環境影響の総合的な評価

本環境影響評価では、対象道路事業について、影響要因の区分である「工事の実施」及び「土地又は工作物の存在及び供用」に関し、20の環境要素の区分（大気質（二酸化窒素・浮遊粒子状物質、粉じん等）、強風による風害、騒音、振動、低周波音、水質、底質、地下水、地盤、土壌、日照障害、電波障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財及び廃棄物等）を選定し、調査、予測及び評価を行いました。

予測の結果、「大気質」（建設機械の稼働（二酸化窒素・浮遊粒子状物質）、工事用車両の運行、自動車の走行）、「騒音」（工事用車両の運行、換気塔の供用）、「振動」、「低周波音」、「水質」、「底質」、「地下水」、「地盤」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」（工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置）、「人と自然との触れ合いの活動の場」、「文化財」については、環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。

また、「大気質」（建設機械の稼働（粉じん等））、「強風による風害」、「騒音」（建設機械の稼働、自動車の走行）、「土壌」、「日照障害」、「電波障害」、「景観」（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在、換気塔の存在）及び「廃棄物等」については、必要な環境保全措置を実施状況の確認を行いながら適切に講じることにより、環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。

さらに、「地下水」、「地盤」及び「土壌」については、「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）に基づく事後調査を実施し、必要な環境保全措置を適切に実施することとします。また、環境保全措置の具体化にあたっては、事後調査等の結果を踏まえ、必要に応じて専門家等からの技術的助言を得ながら、透明性及び客観性の確保に努めつつ、十分な検討を行います。

このことから、対象道路事業に係る環境の保全について、適正な配慮がなされていると評価します。

事業実施までに交通の状況や希少な動植物の生息・生育状況等について変化する可能性があることから、工事着手前に工事中及び供用後における社会環境、生活環境及び自然環境の状況について現段階で予測し得なかった変化が見込まれる場合は、その変化の状況に応じ、生活環境及び自然環境への影響について、調査・予測・評価する項目を再検討し、その結果を踏まえ、調査・予測・評価を再実施し、必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表します。

事業実施段階においては、環境影響評価の結果を踏まえ環境保全に十分配慮し、環境に対する負荷の低減に努めるとともに、環境保全措置の実施にあたっては、技術開発を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で、より良い技術の導入に努めます。また、対象道路事業実施区域の周辺で計画されている「寝屋川北部地下河川事業」、「淀川左岸線Ⅱ期工事」等について、対象道路事業と工事期間が重複する場合は、当該周辺計画に係る工事内容及び進捗状況の把握、調査結果等の情報収集並びに対象道路事業の環境保全に係る情報の共有に努め、追加的な調査及びそれを踏まえた環境保全措置を講ずることにより、周辺環境への影響の低減を図ります。

工事の実施にあたっては、工事説明会等の場を活用して、対象道路事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明を行います。

また、工事中及び供用後において、現段階で予測し得なかった著しい環境への影響が生じた場合には、必要に応じて専門家の指導・助言を得ながら調査を実施し、適切な措置を講じます。

なお、事業実施段階及び供用後においては、事業実施段階における事業計画を踏まえ、関係機関と連携・調整を図り、必要な環境の状況等について適切に把握することに努めます。

今後、事業者が事業予定者から変更される場合は、事業者による十全な環境保全措置の実施がなされるよう、対象道路事業の環境影響評価に係る資料等の知見を事業予定者から事業者へ適切に引継ぎを行います。